

平成28年第4回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	2件
条例改正案件	3件
単行案件	2件
補正予算案件	2件
人事案件	4件
計	13件

《条例制定案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈条例制定案件〉

◆美唄市農業委員会委員定数条例の全部改正の件

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)による農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の一部改正において、これまでの農業委員の選挙による選出や団体、議会からの推薦により市長が選任する仕組みが廃止され、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することとなったことから、その定数を定めるため、条例の全部を改正するもの。

〈条例構成〉

第1条(趣旨)

第2条(定数)

附則(施行期日)

(経過措置)

〈制定内容〉

- ・条例の構成を条建てとする【構成】
- ・委員定数を定める根拠を規定【第1条関係】
- ・委員定数を19人とする【第2条関係】

- 施行期日 公布の日。ただし、条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任する旨の経過措置を規定。

〈条例改正案件〉

◆美唄市給与条例の一部改正の件

平成28年の人事院勧告に基づき、給料表、勤勉手当及び扶養手当の改正を行

うもの。

<改正内容>

(1) 給料表

民間との較差を埋めるため、若年層に重点を置きながら給料表の水準の引上げを行う。【(第1条関係) 別表第1から別表第4及び附則別表第7から附則別表第9関係】

①行政職給料表 平均改定率 0.2%

②医療職給料表(一) 平均改定率 0.1%

③医療職給料表(二) 平均改定率 0.2%

④医療職給料表(三) 平均改定率 0.2%

※附則別表についても、人事院勧告に基づく給料表と同様に引上げを行い、削減率については改正前と同様とする。

(2) 勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合の引上げを行う。【(第1条及び第2条関係) 第36条の4第2項第1号及び第2号関係】

一般職(医師含む) 年間支給割合4.2月→4.3月 (0.1月増)

再任用職員 年間支給割合2.2月→2.25月 (0.05月増)

区 分		改 正 前		改正後(平成28年度)		改正後(平成29年度)	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
一般職	6月	1.225月	0.80月	1.225月	0.80月	1.225月	<u>0.85月</u>
	12月	1.375月	<u>0.80月</u>	1.375月	<u>0.90月</u>	1.375月	<u>0.85月</u>
再任用職員	6月	0.65月	0.375月	0.65月	0.375月	0.65月	<u>0.40月</u>
	12月	0.8月	<u>0.375月</u>	0.8月	<u>0.425月</u>	0.8月	<u>0.40月</u>

(3) 扶養手当

民間企業及び公務における配偶者に係る扶養手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額の引上げを段階的に行う。【(第2条関係) 第15条から第18条関係】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
子	6,500円	8,000円	10,000円
父母等	6,500円	6,500円	6,500円

※職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

- 施行期日 ・公布の日（給料表及び平成28年度の勤勉手当の改正規定。ただし、給料表の改正規定は平成28年4月1日、勤勉手当の改正規定は平成28年12月1日に遡及して適用。）
- ・平成29年4月1日（扶養手当及び平成29年度の勤勉手当の改正規定）

◆美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正の件

平成28年人事院勧告に基づく一般職の給与の改正に併せて、美唄市議会議員、特別職及び教育長について、期末手当の改正を行うもの。

<改正内容>

第1条 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

期末手当 年間4.2月→4.3月（0.1月増）

【第5条第2項第1号及び第2号関係】

	改正前	改正後
6月	2.025月	<u>2.075月</u>
12月	2.175月	<u>2.225月</u>

期末手当の独自削減による平成28年12月の支給割合

2.06月→2.16月（0.1月増）

【附則第5項関係】

第2条 美唄市特別職の職員の給与に関する条例

期末手当 年間4.2月→4.3月（0.1月増）

【第2条の2第2項第1号及び第2号関係】

	改正前	改正後
6月	2.025月	<u>2.075月</u>
12月	2.175月	<u>2.225月</u>

期末手当の独自削減による平成28年12月の支給割合

2.07月→2.17月（0.1月増）

【附則第27項関係】

第3条 美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例

期末手当の独自削減による平成28年12月の支給割合

2.07月→2.17月（0.1月増）

【附則第13項関係】

- 施行期日 公布の日。ただし、第1条中第5条の改正規定及び第2条中第2条の2の改正規定は、平成29年4月1日から施行。（各条例における附則の改正規定については、平成28年12月1日に遡及して適用。）

◆美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件

平成28年の人事院勧告に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正内容に即した見直しとして、介護休暇を分割して取得できるよう改正するほか、介護時間に関する規定を新設するため、必要な改正を行うもの。

(1) 介護休暇の分割

職員の申出に基づき、任命権者が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定し、一の要介護状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定【第7条の2第1項及び第2項関係】

(2) 介護時間の新設

日常的な介護ニーズに対応するため、任命権者が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）【第7条の3第1項及び第2項関係】

介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。【第7条の3第3項関係】

- 施行期日** 平成29年1月1日。ただし、改正前の規定により既に介護休暇の承認を受けている職員であっても、当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者であれば、この改正の実施日後に介護休暇を請求できる期間を分割できる旨の経過措置を規定。

〈条例制定案件〉

◆美唄市私債権管理条例制定の件

自治体債権における私債権は、発生原因、時効、債権徴収方法等について多くの適用法令があることから、私債権の管理方法を明確化、効率化することにより、適切な徴収による歳入の確保を図り、健全な財政運営の推進及び市民負担の公平性を確保するとともに、債務者の時効による援用を要せずに債権放棄を行い、適切に私債権を管理するため、新たに条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第1条	趣旨	第6条	徴収
第2条	定義	第7条	督促
第3条	他の法令等との関係	第8条	強制執行等
第4条	市長の責務	第9条	放棄
第5条	台帳の整備	第10条	規則への委任

- 施行期日** 公布の日

(経 済 部)

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市農道離着陸場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
ピートエアインコーポレーション日本支店 |
| 3 | 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

(教育委員会)

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市総合体育館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 美唄市体育協会 |
| 3 | 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

《補正予算案件》

(総 務 部)

◆平成28年度美唄市一般会計補正予算(第5号)

補正内容 経営会議資料

(市 民 部)

◆平成28年度美唄市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

◆美唄市教育委員会教育長任命の件

(美唄市教育委員会委員 早瀬 公平 委員 任期限 平成28年12月31日)

◆美唄市教育委員会委員任命の件

(齋藤 実 委員 任期限 平成28年12月18日)

◆人権擁護委員候補者推薦の件

(花井 捷明 委員 任期限 平成29年3月31日)

◆人権擁護委員候補者推薦の件

(鈴木 重孝 委員 任期限 平成29年3月31日)

◎議員協議会案件

- ・美唄市公共施設等総合管理計画(素案)について
- ・美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正(素案)について
- ・美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正(素案)について
- ・美唄市病児保育施設条例(素案)について

日程(予定)

11月24日(木) 経営会議	2日(金)	10日(土)
25日(金)	3日(土)	11日(日)
26日(土)	4日(日)	12日(月)
27日(日)	5日(月)	13日(火)
28日(月)	6日(火)	14日(水)
29日(火)	7日(水)	15日(木)
30日(水)	8日(木)	16日(金)
12月1日(木)	9日(金)	

平成28年度 一般会計補正予算案 (第5号) 予定

補 正 前 の 額			16,222,850			(千円)		
歳 出 補 正			歳 入 補 正					
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)	
2	総務費	多目的宿泊施設管理運営事業	1,127		50	財 産 収 入	17 財産収入 1 財産運用収入 1 財産貸付収入 (貸家料)	
1	総務管理費	補正内容 新規	需 用 費	439	1,077	一 般 財 源		
		地方創生加速化交付金を活用して整備した多目的宿泊施設(4棟)について管理運営を行い、サイクルツーリストやインターンシップ、スポーツ・文化活動等の受入により、各施策の推進を図るもの。	役 務 費	228				
6	財産管理費		委 託 料	432				
			使用料及び賃借料	28				
3	民生費	臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業	118,073		118,073	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (臨時福祉給付金給付事業費補助金)	
		補正内容 新規	職員手当等	785				
		低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給するもの。	共 済 費	876				
1	社会福祉費		賃 金	2,823				
			旅 費	29				
			需 用 費	784				
			役 務 費	4,412				
9	臨時福祉給付金給付費		委 託 料	2,865				
			使用料及び賃借料	499				
			負担金補助及び交付金	105,000				
3	民生費	病児保育室整備事業	6,973		6,973	一 般 財 源		
		補正内容 新規	需 用 費	196				
2	児童福祉費	病気やけがにより通常の保育施設での集団保育が困難な幼児の一時保育を実施し、安心して子育てができるよう施設を整備するもの。	役 務 費	7				
			工事請負費	6,113				
2	保育所費		負担金補助及び交付金	657				
3	民生費	生活保護扶助事業	14,971		14,971	一 般 財 源		
		補正内容 増額	償還金、利子及び割引料	14,971				
3	生活保護費	平成27年度の生活保護費の所要見込額により算出し交付決定された国庫負担金に対し、実績額に差が生じたため、超過分について返還するもの。						
2	扶助費							
4	衛生費	最終処分場・生ごみ堆肥化施設等管理運営事業	1,070		559	諸 収 入	21 諸収入 4 雑入 2 雑入 (保険金)	
2	清掃費	補正内容 増額	需 用 費	1,070	511	一 般 財 源		
		最終処分場の水処理施設が落雷の影響により故障したため、当該機器を交換し施設を適正に管理運営するもの。						
2	ごみ処理センター費							

歳 出 補 正				歳 入 補 正			
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
14	諸支出金	後期高齢者医療会計支出金	20,859		20,859	一般財源	
1	特別会計支出金	補正内容 増額 後期高齢者医療会計に対し、平成27年度療養給付費負担金の確定に伴う追加負担金(療養給付費等負担金)が生じたことから追加繰出を行うもの。	負担金補助及び交付金	20,859			
6	後期高齢者医療会計支出金						
14	諸支出金	桂沢水道企業団支出金	34,000		34,000	市債	22 市債 1 市債 9 一般会計出資債 (一般会計出資債)
1	特別会計支出金	補正内容 増額 桂沢水道企業団が行う浄水場更新事業について、平成28年度の国の補正予算を活用し、平成29年度以降に予定していた建設工事を前倒しで実施するため、追加で出資を行うもの。	投資及び出資金	34,000			
10	桂沢水道企業団支出金						
補 正 額			197,073		197,073		
					118,073	国庫支出金	【一般財源の内訳】 繰 越 金 44,391千円
					50	財産収入	
					559	諸 収 入	
					34,000	市 債	
					44,391	一般財源	
補 正 後 の 額			16,419,923				

【繰越明許費】

事 項	限度額(千円)
臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業	116,221

<設定理由>

本歳入歳出予算に計上している「臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業」について、平成28年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うもの。

【地方債】

変更

事 項	限度額(千円)	
一 般 会 計 出 資 債	補正前	補正後
	3,300	37,300

<変更理由>

本歳入歳出予算に計上している「桂沢水道企業団支出金」について、事業の実施に伴う財源として「一般会計出資債」を34,000千円増額発行するため、地方債の限度額を変更するもの。

平成28年度 後期高齢者医療会計補正予算案 (第1号)

補 正 前 の 額	765,356
-----------	---------

(千円)

[illegible]

補 正 後 の 額	786,215
-----------	---------